

弁護士に向けて！
第4回 アパリ(薬物事犯者支援団体)と考える薬物弁護研究会

テーマ「常習的な薬物・窃盗・性犯罪事犯等の弁護
～保釈中からの治療の立証方法～」

日時：2020年9月14日(月)19時～21時
場所：NPO法人アパリ1階 会議室
住所：東京都新宿区余丁町14-4 AICビル1階
参加費：無料



講師：尾田真言（アパリ事務局長）

薬物自己使用等事犯、スローカー、放火、万引、性犯罪、アルコールやギャンブルに起因する犯罪をした人の中には、常習犯や累犯とされる、反復違法行為者が少なくありません。こうした人たちに、保釈中から疾病性にかかわる部分の治療をしてもらうことが、再犯防止に向けた積極的な努力と評価され、有利な情状として軽い判決につながる場合があります。今回の勉強会では、反復違法行為者に着目し、保釈中に再犯防止の治療を受けてもらうための方法、その治療の立証方法、最新治療情報（条件反射制御法など）、執行猶予中の再犯や猶予期間経過後2年で再度の執行猶予判決が言い渡された裁判例等を具体的に紹介します。

この研究会は、薬物弁護に関わる方々に、情状事実の一つと評価される被告人の更生に向けた活動やその立証方法を紹介することを中心に、被告人の更生支援を一緒に考えていくことを目的としています。事例を持ち寄りながら、アパリの経験をお伝えします。

※終了後には簡単な懇親会も予定しています（状況によって変わります）。

事務局 NPO 法人アパリ
志立玲子(精神保健福祉士) 熊王斉子(第一東京弁護士会・弁護士)
お申込み、お問合せはアパリまで 当日参加も可能です！
電話 03-5925-8848 Eメール info@apari.or.jp



アパリとは：

2000年2月に設立され、ダルクなどの依存症リハビリ施設・福祉・医療・司法機関等と密接な連携をしながら活動している団体です。

アパリの主な役員：

理事長・近藤恒夫(ダルク創設者)、副理事長・石塚伸一(龍谷大学教授)、理事・島田尚武(元警察庁長官官房国際部長、元 JICA 顧問)、顧問・横田尤孝(元次長検事、元最高裁判事、弁護士)